

平成22年1月4日

総務大臣

契約の適正化及びコンプライアンスの確保の徹底について

総務省においては、各府省における契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため、平成21年10月から「契約における実質的な競争性確保に関する実態調査」を行い、同年11月末に結果報告書を公表しました。

また、総務省が行政評価を所管し、契約の競争性確保の徹底においてリードする立場にあることを踏まえ、自ら行った契約について徹底検証を行う観点から、平成21年11月から「臨時契約監視会」を開催し、今般意見書の提出を受けました。

当該意見書においては、特定案件から抽出された問題点の分析に基づき、再発防止のために、調達の適正化に関する再確認と教育の徹底を強く求められています。

については、総務省全職員にあつては、これらの趣旨・内容を十分に踏まえ、会計・契約手続きや適正な調達の在り方を再確認するとともに、公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努められるよう、強くお願い致します。